

障害者差別解消条例等調査特別委員会

(平成29年6月22日)

○ 中川雅晶委員長

それでは、定刻になりましたので、中村委員とそれから谷口委員は少しおくれられるということで連絡をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、大変6月定例会議会もまだ最中の忙しい中、この障害者差別解消条例等調査特別委員会にご参加、ご参集いただきまして、本当にありがとうございます。

きょうは、第3回目ということなのですが、まず、インターネットの中継を開始させていただきますので、よろしくお願いいたします。

お手元に、きょうの事項書をお配りさせていただいております。

きょうは、障害者差別解消法について、主に定義の部分とそれから、三重県議会、障がい者差別解消条例策定調査特別委員会の活動状況、それから、他都市における条例制定の状況について、そして、障害者当事者等との意見交換について、そして、行政視察の日程について、今後の日程についてというところを議題とさせていただきます。

おのおの質疑、また、決めていきたいというところは決めていきたいと思いますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、きょうはお手元に、タブレットにも配信はさせていただいているんですが、各市の条例とか、ちょっと多岐にわたっているもので、お手元のほうに紙ベースでもお配りをさせていただいておりますので、参考にいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、事項書の1番目の障害者差別解消法についてというところですが、前回の委員会において、障害者差別解消法について研究を進めていただきました。その中で、どのあたりまで障害者として調査をして、調査研究をしていくのか、例えば身体障害者、知的障害、また、精神障害だけではなく、発達障害、性同一障害、四日市公害患者の方々等を入れて調査研究してはどうかというご意見もいただきました。

そこで、障害者の定義について、法律ではどのようになっているのか確認したいと思います。

では、事務局のほうより、その差別解消法等々、定義についての説明をお願いしたいと思います。

○ 中嶋議会事務局主事

事務局の中嶋です。

それでは、資料をもとにご説明をいたします。

資料につきましては、タブレットもしくはお手元の紙資料をお願いいたします。

1 ページ目が、こちら、表紙兼目次となっております、2 ページから 5 ページ目が、ご参考までに障害者差別解消法の本市の独自リーフレット、こちらをおつけしております。

では、法律上における障害者の定義についてご説明をいたします。

資料の 6 ページから 15 ページまで、こちらが障害者差別解消法の条文となっております。そして、16 ページから 26 ページまで、こちらが障害者差別解消に向けた政府の考え方等を示しました、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針、こちらをおつけしております。

いずれも内容のボリュームのほうが大変多くございますので、27 ページをごらんいただきたいんですけども、こちらの 27 ページに、抜粋として、障害者の定義について抜き出しておりますので、こちらをもとにご説明をいたしたいと思っております。

まず、一番上の障害者差別解消法第 2 条第 1 項、こちらは定義規定の条文でありまして、障害者の定義を読み上げさせていただきたいんですけども、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいうとなっております。

続いて、真ん中の段には、こちらが障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針、政府の障害者差別解消に向けた考え方を示したものになるんですけども、こちらの法の対象範囲という項目の中の障害者についてという項目から抜粋をさせていただいたところがございます。こちらのほうも読み上げをさせていただきたいと思っております。

こちらは、障害者が日常生活または社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害も含む）のみに起因するものではなく、社会におけるさまざまな障壁と相対することによって生ずるとのいわゆる社会モデルの考え方を踏まえている。したがって、法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。また、特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる

る支援の必要があることに留意すると、このようになっております。

なお、一番下に、参考として、障害者基本法の条文を抜粋させていただいております、こちらは障害者差別解消法ができる以前に制定された法律になりまして、こちらは平成23年に障害者の定義について条文が改正されております、この条文と障害者差別解消法の条文は同じ内容となっております。

28ページから37ページが、参考までに障害者基本法の条文をおつけしております。

説明につきましては以上です。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

事務局から説明がありましたように、この法律が対象とする障害者は、手帳を所持する身体障害者、知的障害、それから、精神障害だけではなく、社会的な障壁により日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある方を対象と捉えております。

そこで、前回の委員会でご意見のあった発達障害、性同一障害、四日市公害患者の方々も、それぞれこれまでどのような差別を受けてきたのか、また、合理的な配慮としてどのような取り組みが考えられるのか、担当部局に資料を用意していただいて、次回以降の研究課題として取り上げたいと考えておりますが、皆さん、いかがでしょうか。

ここで、とりあえず意見とか、この部分はこの部分があれば伺いさせていただきますが、次回、少し資料を整えて、もう少し深く議論をさせていただきたいと思うので、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、そのように取り計らいをさせていただきます。

続きまして、三重県議会、障がい者差別解消条例調査特別委員会の活動の計画についてですが、三重県においても、5月31日に、第1回障がい者差別解消条例策定調査特別委員会が開催をされました。

資料の40ページあたりですかね。

そうですね、39、40ページを開けていただけますか。

そこに、活動計画、また活動計画書というのが示されているように、県の特別委員会では、平成30年6月に条例案の上程を予定しているということです。また、この活動計画書を見ていただければ、月に1回程度、委員会を開催する予定となっております。

当委員会においても、この県の動きにおくれることなく、政策条例として取りまとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、県の検討状況は適宜確認をしながら、皆さんにこの委員会で、わかった情報についてはお知らせをさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

ここで、何かありますか。

これは、見ていただければわかりますが、大体、県は、特別委員会を立ち上げて、条例を作成するに当たっては、こういうような形で進めていかれるというところののっつての計画というふうに言っていますので、ただ、6月には、しっかりともう条例をまとめ上げて、提出をするというようなスケジュールで行われておりますので、当委員会としても、それに間違ってもおくれることなく策定をしていきたいと思っておりますので、ご協力のほどをよろしくお願いをいたします。

ここは、この程度でよろしいでしょうか。

○ 川村幸康委員

ようわからんのやけど、県がこれを策定しますやんか。今、四日市は、四日市でつくっていきますやんか。

この間のソーラーではないけれども、県がガイドライン出してから、四日市は条例をというふうな話もあったんだけど、どういう見立てをしておるのかなと思って、委員長として。

○ 中川雅晶委員長

ちょっと県がこれから策定するので、どういう内容かというのは拙速には言えないんですけども、恐らくその差別の相談であったりとか、その事例の解決であったりとか、そういうところはしっかりと盛り込まれるのかなと思うんですけど、片や、その合理的配慮を、具体的にどういうふうに支援なり、どの部分を絞って展開していくかという極めて施策や政策に近い部分までというのは、なかなか県の条例では難しいのが、逆にそれは市が重きを置くところかなというふうには思っております。

ざっくりとですけれども。

○ 川村幸康委員

例えば執行部の主な予定で、それを出てきて、30年度の経営方針なり、当初予算の考え方を10月ぐらいには盛り込んでいくように書いてあるんだけど、ロックするのは、年度末に県の予算がつくような、予算も伴うようなことを。これ、条例として、どういうことをやっておるのかなと思って、あんまりわからんもんでさ。

具体的に行政、もしわかっておるのやったらまた教えておいてほしいなと思って、それによって、この会議の Spann も変わるやろうでね。

○ 中川雅晶委員長

その辺、今すぐ多分、わかっているところはありますか。

ないですよ。

○ 川村幸康委員

何にもわからんの。

○ 中川雅晶委員長

今のところ、多分。

○ 川村幸康委員

だって、これ、予算を何に必要とするのかなと思って。

○ 中川雅晶委員長

議員の発議ですので、多分、予算を伴うというところまでというのは非常に微妙な文言の部分はあるとは思っているので、ぴったりと完全に予算をとることになれば、かなり知事部局との詰めが必要なのかなというところで、非常にハードルが高いのかなと思うので、それ、どの辺でまとめられるのかはわからないんですけども。

○ 川村幸康委員

まあ、とりあえずわからないということで。

○ 中川雅晶委員長

わからないですか、そうです、わからないです、済みません。

動きがあれば……。

○ 竹野兼主委員

今、川村委員のお話聞いておって、県というと、雰囲気としては理念条例的な部分のところ、それで、それを実際に市の中で予算を組み立てて、実施条例的なものに委員長としては考えておるのかなと。この前からの、分科会のところからの感じからするとそういうふうにとれたんですけど、そんな感じで受け取っていいですかね。

○ 中川雅晶委員長

これは、皆さんの合意を得ていかなきゃいけないんですけども、私としては、合理的配慮をですね、具体的に展開するところを、やっぱり市の条例としては重きを置いていくべきかなというふうには考えております。

それだけではないですけど、そこが、県と一番違うところの施策展開というところの、市が条例制定できる政策条例としての部分かなというふうには考えておりますが、その中身については十分議論をしていかなきゃいけないというふうに思っておりますが。

まだよくわからないので、議論していかなきゃいけないというところです。

○ 川村幸康委員

多分ここで、議論、先にしておかなあかんと思っておったもので、結局、例えばこれの10年、20年先行っておるのがアメリカと言われておるわけやんか、こういったことのバリアフリー含めたこういう障害者のことの法律的にな。

そうすると、あのとき、法律つくったもので後で大変やということで多分、いろんなところで法を整備したもので、わっとアメリカはバリアフリーやっていったけれどもさ、例えば、ここで作ってやって、私のイメージ的にやと、公共施設のエレベーター化というのは、アメリカは全部やったんよな、あの法律で、何とか法というのをつくってな。

だから、そうやって考えると、理念条例、実施条例も含めて、こういう条例をつくっていこうとすると、相当人と予算がたって、特に公共施設でも、教育施設だけでいこうとしても、学校に全部エレベーター化をするのかどうかとかさ、結構その実務のところも見

て、どんなものなのかなと思って。

だから、意外にこれ、予算を伴う大きな条例案になるのかなと思うておるもので、私は、初めから。そうやって思うと、やれるのか、もう少し理事者側とのすり合わせもいるのやろうけどと私は捉えておるようなスタンスで来ておんのやけど、そのとおりでええの。

○ 中川雅晶委員長

そうです。

もう核心のところをいただいてあれなのですが、ただ、障害者差別解消法も、過度に予算を伴うものについては慎重な法律の中身になっていまして、何でもかんでも、全て予算をつけてやりなさいというわけではないという、少し免責の部分もあるので。

ただ、市も、例えば条例に落とし込むときに、予算を伴うということは当然あるところなんですけど、その部分を、例えば、他市の条例をこの後検証していただきますけど、分野を比較的決めて取り組んでいっているところであったりとか、この部分だけというところで特出ししてやっている部分であったりとか、計画というのを策定義務をつけて、計画的に予算を伴ってやっていくというような自治体とか、いろいろあるので、それをどういうふうに決めていくかという部分はあると思います。無尽蔵にですね、予算というのは、必要になれば全部というわけにはなかなかいかないの、そこの辺の部分を、ぜひ条文の中でどういうふうに策定していくかというか、今後の大きな一つの課題になると、もう核心の部分だと思います。

ただ、そこに、少し広がる施策として踏み入れなければ、理念条例のままに終わってしまうという部分もあるので、そこのところをこの委員会でぜひたたき上げていきたいというふうに考えているところです。

○ 川村幸康委員

わかりました。

○ 中川雅晶委員長

よろしくお願いたします。

それでは、この二つ目のところは、その程度にさせていただいて、次に、他都市の条例の制定状況、また、その中身について少し研究を行いたいというふうに思います。

それでは、事務局より説明のほうをよろしくお願いいたします。

○ 中嶋議会事務局主事

それでは、資料に従いましてご説明をいたします。

資料につきましては、41ページをお開けください。

次の42ページにかけまして、一覧表のほうを掲載してございます。

まず、41ページなんですけれども、こちらが障害者差別解消法施行前に条例を施行した自治体で、道府県合わせまして10件、市が3件。42ページでございましてけれども、こちらが障害者差別解消法施行後に条例を施行した自治体で、府県合わせて12件、市が10件という状況です。

なお、一覧の条例名の右側に提案という欄を設けておりまして、こちらが議会側からなのか、知事、市長側からの条例制定なのかということをお調べいたしまして、議会は七つでした。お調べした限りにおいては、市レベルで、議員提案で条例制定をされたものはございませんでした。

では、次に、障害者差別解消に向けて、具体的な手続等を定めた自治体の条例を幾つかご紹介したいと思います。

それが、網かけがかかっている自治体五つでございまして、次のページからになりますので、43ページをお開けください。

まず、43ページの千葉県からご説明をいたします。

こちらは、障害者差別解消法施行前に、全国で初となる障害者差別解消に関する条例が制定された事例です。

こちらの特徴としては、まず、差別の定義として、してはならない不利益的な取り扱いというのを具体的に列挙しているところです。

49ページの条例の本文をごらんいただきたいんですけれども、49ページから50ページにかけまして、八つの不利益の取り扱いが掲げられております。例えば49ページの上のほうになるんですけれども、福祉サービスについてであれば、本人の意に反して、入所施設における生活を強いることであったり、第2号のところなんですけれども、本人が希望しない長期間の入院、隔離すること、第3号では、商品やサービスの提供を拒否したり、制限や条件をつけることなどを差別として定義づけております。

43ページに、もう一度戻っていただきまして、大きな2番の差別の定義のところは先ほ

どご説明した内容で、そのほかにも雇用であったり、教育など、八つですね、差別の定義というのを掲げております。

次に、3番の相談体制・解決手続についてですけれども、1番、相談体制として、(1)障害のある人に関する相談を受ける者等、すぐれた識見を有する方に相談業務を委託することができるということになっております。

(2)のほうで、広域専門指導員の委嘱というところで、県内の保健所が設置された市などに相談活動を総括する広域指導員を設置して、上記の地域相談員へ助言や指導ができるということになっております。

次に、2番の解決手続(助言・あっせん等)についてでございます。

こちらは、実際に差別事案が発生した場合の解決手続について、助言・あっせん制度というのを設けております。

流れを示した図のほうをごらんいただきたいんですけれども、まず、流れ図の右側に対象者というのがありまして、こちらが差別的な行為を行った者になります。①この対象者から差別行為があった場合に、障害のある方もしくはその保護者は、知事に対して、②助言・あっせんの要請ができます。知事は、それを受けまして、③千葉県障がいのある人の相談に関する調整委員会に助言・あっせんの審査の請求をいたします。この委員会は、④その中で審査をいたしまして、審査の結果、助言・あっせんすべき事案である場合には、④として、対象者に助言・あっせんをいたしまして、これにその対象者の方が従わない場合は、この委員会は、⑤知事に差別解消をするように勧告をいたします。そして、知事のほうから、⑥対象者に差別を解消するよう勧告をする。このような解決手続の流れになっております。

また、千葉県のほうでは、(2)のほうにございますように、この上記手続を行った事案について、訴訟を提起する方に対して、訴訟費用に要する費用の貸し付け、その他援助をすることができるということになっております。

大きな4番、理解を広げるための施策等についてですけれども、差別をなくすための取り組みだけではなくて、障害への理解を広げるために表彰制度というのを設けておりまして、差別をなくすために模範となる行為をした個人や団体や事業者等への表彰を行っております。

以上が千葉県の説明でございます。

次に、44ページ、八王子市の条例の概要をご説明いたします。

こちら、千葉県同様、障害者差別解消法の施行前に制定された条例になります。

こちらの特徴といたしましては、大きな2番の合理的配慮の提供という部分が特徴であります。

二つございまして、一つ目が、合理的配慮の提供の義務づけでございます。

障害者差別解消法では、合理的配慮の提供というのは、行政はしなければならないという義務でございますけれども、事業者は努力義務となっております。しかし、この八王子市では、公の施設を管理する指定管理者、あと、市の外部団体などにおいても、条例で、合理的配慮の提供を義務としております。これがまず特徴の一つです。

次に、2番の合理的配慮の提供を行うべき分野の列挙でございます。

こちらにつきましては、また、資料の条文をごらんいただきたいので、59ページをごらんいただけますでしょうか。

下段のほうの第9条から60ページの一番上の第14条まで、こちら6分野あるんですけれども、この6分野を、市が特に配慮すべきこととして条文に盛り込んでおります。例えば第9条ですけれども、障害者の方の社会参加を促すために、移動手段の確保であったり、第10条で、コミュニケーション手段、字幕とか手話通訳など、こういったものの普及や啓発、支援、また、第11条では、医療について、障害者の意思と選択に基づいた医療、リハビリテーションが受けられるような調整など、以降の条文で、教育、保育、療育について定めております。

また、44ページの八王子の概要に戻っていただきたいんですけれども、次に、この44ページの大きな3番のところ、相談体制・解決手続についてですけれども、相談体制につきましては、先ほどの千葉県と同様、相談業務の一部または全部を事業者に委託できるということを定めておりまして、2番の解決手続につきましても、こちら、千葉県と同様に助言・あっせん制度を設けておりまして、この流れ図については、ほとんど同じものになっておりますので、割愛をさせていただいております。

以上が八王子市の事例になります。

続きまして、45ページです、名張市の事例になります。

こちらは、県内で条例化されております名張市の概要なんですけれども、こちらは、障害者差別解消法施行後に制定された条例になっておりまして、これからご説明させていただく事例については、法の施行以降の制定の条例になります。

名張市の特徴といたしましては、禁止すべき差別、あとは合理的配慮の提供を行うべき

分野の具体的列挙というところでございます。

千葉県も差別というのを幾つか列挙しておりますけれども、あちらは差別の定義として、八つの不利益的な取り扱いというのを掲げておりましたけれども、名張市のほうでは、定義のところではなく、禁止する個別の条文というのを設けております。

済みません、また飛んでいただきまして、62ページの名張市の条文をごらんください。

一番下の第7条からになるんですけれども、7条では、商品の販売及びサービスの提供における差別の禁止ということで、障害を理由として、そのサービスや商品の提供を拒否したり、あとは制限などを禁止しております、次のページの8ページでは、不動産取引なんかにおいて、差別を理由として取引を拒否することであったり、条件をつけたりすることというのを禁止しております、第9条では、公共施設や公共交通機関を利用するに当たって、利用の拒否、制限、条件をつけることなどを禁止しております。以降、全部で九つの分野について、禁止を求めている条文を定めております。

また、同じページの63ページの下段のほうなんですけれども、市や事業者などが特に合理的配慮を提供すべき分野といたしまして、一番下の段になるんですけれども、18条から次のページの24条までがその条文となっております、生活環境、防犯、防災、防犯、教育、雇用・就労、保健・医療、福祉サービス、スポーツ・文化芸術活動・レクリエーション、これら七つの分野において、合理的配慮に努めるべきとして具体的に定めております。

また、45ページのほうにお戻りください。

こちらの大きな2番と3番が、先ほど条文でご確認いただいた内容になりまして、4番の相談についてなんですけれども、名張市では、相談を行うことというのは定めておるんですけれども、ほかの自治体のように、あっせんの手続というのを条文、条例上で規定はしておりません。

以上が名張市の事例の紹介になります。

続きまして、46ページの明石市についてご説明いたします。

こちらは、昨年、議員政策研究会の障害者差別解消調査研究分科会で視察を行った都市でございます。

明石市の大きな特徴といたしましては、大きな2番の合理的配慮の提供支援及び障害理解の啓発でございます。

明石市では、条文の第8条で、市は、市民、事業者及び行政機関等が合理的配慮の提供を容易に行うことができるよう、合理的配慮の提供支援に関する施策を実施するものとす

ると定めておりました、行政のほうが、合理的配慮の提供支援を積極的に行うような条文を定めております。これを具体化、具現化したものというのが、合理的配慮の提供を整える際にかかる費用を助成する制度というのを設けております。民間業者であったり、地域の団体に対しまして、例えば点字メニュー、簡易スロープ、手すりの取り付け、こういったものにかかる経済的な負担を公的助成によって賄うものでございます。

2番の障害理解に関する啓発としては、地域での交流機会の提供、継続的な広報活動を通じた障害理解に関する啓発というものを行っております。

次に、3番の相談体制・解決手続についてでございます。

特にごらんいただきたいのが、2番の解決手続のところのフロー図なんですけれども、先ほど確認いただきました43ページの千葉県とほとんど同じにはなっておりますけれども、大きな違いといたしましては、一番下の7番です。下線を引かせていただいたところなんですけれども、勧告に従わない場合は、その旨を公表するという公表の制度がありまして、こちらが特徴になっております。

先ほどご説明いたしました八王子市には、この公表制度はなく、逆に法律、障害者差別解消法が施行された後の段階で条例を制定された自治体というのは、この公表制度を設けている自治体が多くございます。

明石市につきましては以上になります。

最後に、47ページの松江市です。

松江市の特徴といたしましては、2番の合理的配慮の提供促進についてというところですね。こちら、先ほどの名張市と同様に、市や事業者等が特に合理的配慮の提供すべき分野を具体的に定めております。

75ページの条例をごらんください。

下段のところなんですけれども、第8条に、7分野ですね、情報・コミュニケーション、保育・教育、76ページに続きまして、雇用・就労、生活環境、防災、文化・スポーツ等、観光と具体的に定めております。

特に、この76ページの下段のほうの第7号の観光というところで、松江市は観光都市ということで、障害者の方が安心して観光ができるような配慮という取り組みを求めています。

済みません、また47ページにお戻りください。

こちらの大きな3番の合理的配慮の評価についてなんですけれども、第9条で、市は、

この条例に基づく相互理解の促進及び合理的配慮の取り組み状況の評価を行わなければならないと定めておりまして、評価を義務づけております。

そして、第2項のほうでは、市長は、合理的配慮の積極的实施及びその普及に貢献したと認められるもののほか、障がいのある人に対する理解を広げ、差別を解消するため市民の模範となる行為をしたと認められるものを表彰することができることといたしまして、こちらでも千葉県の方にあったかと思うんですけれども、表彰制度というのを設けていることが特徴であります。

次の大きな4番の相談体制・解決手続についてですけれども、こちらでも他市と同様に相談体制の整備、それから、解決手続として助言・あっせん制度を設けております。

助言・あっせんの流れ図については省略させていただいておるんですけれども、先ほどの明石市と同様に公表制度というのを設けております。

大変長くなったんですけれども、説明のほうは以上でございます。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

これ、結構、他市の条例の特に理念条例はもう既に外して、政策条例というところを、障害者差別解消法施行前と施行後で分けて、特徴のあるところを説明をいただきました。不明な点や、また確認したい事項とかがあれば、事務局を通じて、それぞれの相手の自治体のほうに資料提供を依頼することもできますので、そういう場合、資料提供とか資料請求とかいただきたいと思えますし、また、意見とか質疑があれば、ここで議論したいと思えますので、議員からの発言をお願いをいたします。

○ 樋口龍馬委員

お尋ねさせてください。

資料42ページで網のかかっている部分について、詳細な説明資料をつけていただいて、特徴のある条例についてということでご披歴をいただいたところなんですけど、拝見しますと、いずれかという、市長部局ないし知事部局の提案の条例ばかりの中で、委員長の思いうような議会提案というものは、この35個の条例の中には見つからなかったということで、よろしかったでしょうか。

○ 中川雅晶委員長

その部分、議員発議、それから、市長部局発議というところに余りこだわってなくて、特徴のある条例というのを少し抽出をいただいたというところであります。そこには特段こだわっておりません。

ただ、見ていただければわかりますように、障害者差別の定義の部分、どういうものを差別というふうにしているかという、分野をきっちりと決めて具体的に明文化しているところ、また、合理的配慮についても、どのような部分を合理的配慮と定義をしているかというところであったりとか、また、解決手段に当たっても、どの、どこまで、あっせんて終わっているのか、公表までいっているのかというところの部分であったりとか、それから、表彰制度、そして、具体的に合理的配慮の支援策を設けているところというところの部分で少し抽出をさせていただいた部分であります。

ですから、樋口委員が言われたように、先ほど言ったように議員発議というところにはこだわったわけではありません。

ただ、ちなみに、議員発議は、これを見ていただければわかるんですけども、障害者差別施行前には13の条例が制定されて、そのうちの四つが議員発議ですし、施行後は22の条例が制定されて、そのうちの三つが議員発議というふうになっています。まだまだ議員発議が少し、解消法が施行された後もそんなに多くはないのかなというところはあります。

これは、見ていただければわかるように、それぞれの自治体によって、少し違うんですね、何を重きを置いているかと。

さっきの松江市なんかも、僕は余りなかったんですけど、観光という視点とかですね、これはもう非常に刺激的だったなというふうに思っています。その辺、ぜひ四日市のまた、四日市の条例として、四日市らしさであったりとか、四日市で重きを置くところをぜひ委員間討議の中で詰めていきたいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○ 樋口龍馬委員

ありがとうございます。

発議の場所にかかわらずということで、理解をさせていただきました。

といいますのも、私はちょっと前回の議政研のときには参加させていただいてなかったわけでありますが、議政研でも視察のほうに伺ったと聞く中で、改めてきょうの、この条

例の事項には――後でかかわってくるんでしょうけれども――行政視察の日程ということも示されていて、拝見すると、明石なんかもう既に行かれたというふうに聞いておりますし、どこにスポットを絞って、この条例の数々ご披歴いただいたものを見ていけばいいのかなというところで、委員長の思いがあれば、特に先ほどの松江市なんかは、観光の視点も盛り込んでいてとあったわけですが、じゃ、四日市に、果たして今、重要なのは観光の視点を持ち込むことなのかどうかという、そんなことは委員間の中で討議してくれよという話ではあるかと思いますが、委員長の思うところのポイントがあれば、特にここに感銘を受けて、四日市もこうあるべきだというふうに感じたというところがあれば、この所見をご披歴いただきたいなと思うんですが。

○ 中川雅晶委員長

非常に難しい質問ですが、そうですね、政策条例の中で一步踏み込んでいると思われるのは、もう既に行っている明石市がやっぱり支援策として。ただ、条文を見ていただければわかりますけど、非常に簡素に条文を書いています。その分野とかも、特定はしてなくて、簡素に書いていて、その後、その施策として展開をしているというところでは、少し特徴のある、さすが任期つきの弁護士さんがおられる職員が基づいてつくられた条例かなというものがかいま見れるかなと思っております。

そのほかでは、僕は、結構名張市は、全て条文に、差別の対象も、それから合理的配慮の対象も明文化しているというところでは、なるほどな、近場でもこうやって、ここまで条文化を。ただ、じゃ、政策的にどういうふうにつながっているのかなというのは、それはまた、はてなでよくわからないんですけども。

ただ、僕は、いいところばかりが視察へ行くというのではなくて、なぜこの部分だけを特徴的に出しているのかとかですね、この条例で、思ったように合理的配慮なり、差別の解消が進んでいるのかどうかというのもやっぱり見に行くということはあるのかなというふうに思いますので、そういう観点でも選んでいけば、何もかもが整って素晴らしいなど、ウインドーショッピングを見ているようで、いいなと思って見に行くのも一つですし、一品狙いですけど、これ、どうなんやろうとか、この条例で本当に大丈夫なんというのも視察の対象ではあるのかなと。そのことを先方に言うわけではないですけど、いろんな角度から視察をするということで選定いただければなというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○ 樋口龍馬委員

ありがとうございます。

○ 中川雅晶委員長

他に、ここはというところがあれば、後ほどのその視察でも、いろいろ候補はありますので、言っていただければと思います。

○ 荒木美幸委員

1点質問とそれから、一つ思いの部分ということで、2点ほどお願いしたいと思いますが、一つは、今、この千葉県であったりとか、八王子市であったりとか、例を説明をいただきましたが、全てに共通しているのは、やはり相談体制というものをしっかりと入れているということだと思うんですね。先ほどの県のほうでも、相談体制を入れていくんではないかという委員長からのお話がありましたが、これからやはり条例をつくっていく中で、相談という、この分野についてはやはり入れていく必要があるのかなと思いながら拝見をしていましたが、例えば県が相談体制をつくり、その市町村がつくるというときのその整理というんですか、そういったものはどのように捉えていけばいいのか、もし教えていただければと思ひまして、理事者のほうでわかる範囲で結構です。

県もあり、市もある、市もそれぞれ相談体制をつくっていく場合の整理みたいなもの。市民としては、どちらにでも行けるわけですね。

わかる範囲で結構です。

○ 田中障害福祉課長

障害福祉課、田中と申します。よろしく申し上げます。

今、私が思うには、やはり市の役割というのは、一番市民に近い場所で、いろんな相談を受けているという部分があります。ですもんで、まずは、第一義的には、やはり市の窓口で受けていくという形になろうかとは思ひます。

ただ、その事案に関して、例えば市だけでは解決できないような事案というのはたくさんあるかと思ひます。広域的に対応していかなきゃいけない部分というのは当然出てまいります。であるとか、あと、特に専門的な判断を要するような部分については、やはり

県の指導を仰ぎながら、相談をしていくというような部分も必要かと考えております。

以上です。

○ 荒木美幸委員

わかりました、理解しました。

もう一点、これは、ちょっと思いの部分でもあるんですが、これまで総務常任委員会の議会報告会をさせていただいたときに感じましたのは、複数回あったと思うんですが、災害対策ということで大きくテーマに捉えることが多かったんですが、必ずやはり災害のときに、障害者をどうするんやという、そういう意見が何回かあったのではなかったかなと記憶をしています。やはり障害者の方が、いろんところで困られるのはそうなんですけれども、平時ではない、災害時ほど、やはり障害者が大変な思いをして、命にかかわるところに置かれてしまうという現状はすごくあると思うんですね。

今、代表的な条例ということで拝見した中で、防災という視点では入れているところも何件もあり、名張市などもきちんと明文化しているのかなと思います。せんだって視察をさせていただいた鳥取県だったと思うんですが、やはり情報提供ということで、その部分をしっかりとやっていくということで、この6月に議会に上程をして、そういった対策をしっかりとしていくという話があったかと思うんですけれども、ぜひ、やはり防災という視点はしっかりと特徴的に取り上げて入れていくべきではないのかなという思いがありますけれども、もしほかの委員の皆様からご意見があれば、お聞きしたいなと思います。

○ 中川雅晶委員長

委員の皆さん、竹野委員、何かありそうですが。

○ 竹野兼主委員

むちゃぶりで振っていただきましたので……。

○ 荒木美幸委員

前回の視察でも、その質問を竹野委員がされたかなというのが記憶としてあるんですけど。

○ 竹野兼主委員

防災の部分については当然重要だなどと思いながら、今の話を聞かせてもらっていて、何人か、その四日市らしさというのを委員長は言われたもので、ずっと今考えていたのは、四日市らしさは一体何なんやろうなというところ。そこがはっきりしてくれば、その条例の中に、ほかの地域とは違った部分のところでの必要性のある条項を入れられるのではないかなと。そうすると、委員会の委員の中で、四日市らしさって一体何なんやというものがしっかりとした形で抽出できて初めて、そういう方向に進むのではないかなというのを考えていたもので。荒木さんにちょっと振られてもですね。

それは当然重要だとは思いますが、特に防災の観点からいうと、沿岸部のある地域とそれから内陸部的なところの部分同居していて、その意識も違うという部分のところも含めると、この防災という部分のところについては、それぞれに課題が幾つかあったりもするのかなというふうには思います。その中での解決策をと考えると、相当幅広くつくってしまうことで、効果が薄れるかもしれんけれど、何もかも包含しようとする、そういうような形になってしまうのかなと。その辺の位置関係というか、立ち位置関係をこういう委員会の中で議論することが最も重要ではないかなというふうに感じております。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

前回の議政研の分科会においても、熊本の事例で、熊本市は、この障害者差別解消法が施行された後に地震が起こったんですが、ほとんどそういった配慮はされなかったという報告がありました。

だから、やっぱりその法律の趣旨にのっとって、やっぱり防災時においても、その視点はしっかりと担保されていかなければならないという意味合いにおいては、防災の視点というのは非常に大切なのかなと。

それも四日市らしさにつながっていく可能性があるのかなというふうに思っています。

○ 竹野兼主委員

ぜひ各委員の皆さんにも、四日市らしさって一体どんなものなのかというのを聞いていただくと、自分の中にもまた落とし込めるかもしれませんので、またその点の配慮もよろ

しくお願いしたと思います。

○ 三木 隆副委員長

せんだってテレビで、役場レベルだったんですけど、役場の職員さんに手話を全部じゃないんですけど、簡単な自己紹介、自分の名前と、その避難場所への誘導できる説明ができるぐらいの手話を毎朝、朝礼でそういう訓練をしてやっている話を見かけたんですよ。

それは現実可能かどうかちょっと微妙なんですけど、四日市らしさ、よそもやっている部分もあるんですけど、職員にまた負担をかけるという部分も何かと思うんですけど、災害時のときに、やっぱり市の職員の方も多分出られると、現場に出られると思いますもので、そういう出られる方中心に、そういう手話の簡単な手話ができるレベルをやられたらどうかと、これは個人的な思いです。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

他にご意見とか。

○ 樋口龍馬委員

先ほどの委員長の言ってみえた熊本市の中で、条例ができていたけれども、実際、実効性は伴わなかったという話の中で、その後、その熊本市の中での議論というのはどうなっているかというのは押さえてみえる部分があれば、教えていただきたいんですけど。

○ 中川雅晶委員長

内閣府が全国にこの障害者差別解消法を説明するのに、一般の市民も対象にして、各自治体で、そういうシンポジウムみたいなものを開催しているんです、何年間か分けてですね。そのとき、私がたまたま熊本市で参加をさせていただいて、熊本の事例をおっしゃっておりました。その中で、障害者差別解消法の法律のいろいろ審議に加わった熊本出身の大学の先生が、発災後の避難所を回って、どういうふうに合理的配慮がなされているのかというのを現地に行って調査をされた結果、残念ながら皆無であったという報告がされたので、私はそれを少し発表させていただいたということがあります。

明石市に行ったときも、明石市の条例もありますけど、この条例で、防災のときに作用しますかというか、防災の視点での部分でどういうふうに押さえられていますかということもお尋ねしたんですが、明確にこの部分ということではなかったんですけども、当然そのことも包含して、やっぱり配慮されていかなければならないというようなご回答だったというふうに記憶をしています。

○ 樋口龍馬委員

その後の熊本市が、それをどういうふうに受けとめて、どう反映をさせているのかというところに対しては大変興味があるなというふうに感じておるんですが、もしそんな話を理事者の方が聞いたことがあるのであれば、教えていただいたらなと思うんですが。

○ 田中障害福祉課長

まだそこまでの情報はいただいております。

○ 中川雅晶委員長

ぜひそういう視点で、例えば実際に大きな災害を受けたところで、どういうことが検証されて、どういうことが必要なのかというのは十分視察する値はあるのかなと、今伺っていて思いました。ぜひそういうことも検討していきたいなというふうに思います。

ほかに何かご意見とか、この部分のところの資料をとかというのであれば。

○ 川村幸康委員

表のところは、一番最初に四日市の障害者差別解消法を知っていますかということで形があるんだけど、障害者の人に情報が伝わりにくいということになると、このことをちゃんと知って、気づいて、そしたら、おかしいなという声が出てくるようにする、啓蒙、啓発とよく言うけど、そういうことが一番いるのかなと思うのと。

あとは、特に、途中でなる人もおるけど、生まれながらにして障害というのに結構なることが多いということなのでいくと、特に教育、義務教育の間だけでも特化して、四日市の場合に対応しましょうとか、特別支援教育を含めて加配教員をどうしましょうとか、いろんな体制づくりが要るんだろうけど、できれば15歳とか——よく二十歳から取り残されるという話も聞くけれども——行政的に、まず、それでその中で教育もできて、きちっと

してもらってやれるということができると、私は、15歳ぐらいまでを一つのやり方にして、保護者の人や当事者からの意見を聞いていくというようなことをしたほうが地に足つくと。

だから、やっぱり差別解消法ということは、差別されて嫌な思いをすることというのが根本やで、嫌な思いをした人が嫌な思いせんでよかったらええし、それは嫌な思いではなくて勘違いやったのかもわからんし、いやそれはやっぱり合理的配慮が欠けておったで、そこは何とか知りましようということをやっていく、実務を積み上げる特別委員会にしたほうが、さっき言っておる、先進で進めておるところでも悩みながらつくっておると思うとすると、できれば、どっちかというとは私は条例をつくるよりも、困っておる人をどうしてあげようとか、その人が救われたら、ええ条例なんだろうし、つくってもうただけで何も効果がないというのはあかんのかなと思うと、そうしてほしいなと。

それと、やっぱりそれも、できれば15歳ぐらいの——弱いという言い方はちょっとおかしいな発言になるのだろうけど——子供のうちに、そういう手当てをしてあげるということは重要なことかなと思うんです。

あと、特に15歳ぐらいまでと、障害者はスポーツできやんというけど、障害者スポーツがあるので、これは障害者がスポーツする場所がなさ過ぎるで、四日市は。もう少しそういうことも含めて、声を聞いてあげたら——この間も聞いておったら、やっぱりそういうことをいう人が多かったで、障害者の親で、スポーツするところがないというのは——結構、競技スポーツになると、どうしても障害者はほっておかれて、健常者のスポーツにしかならんところがあるので、できれば、そういうことも条例の中に個別具体的に、これをつくってもらったでよかったなというようなものを私は目指すべきかなというふうに思っています。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

本当に今のは四日市らしさにもつながるのかもしれないですけど、特に教育、就学前を含めた義務教育までですね、市が担っていかなきゃいけない部分をしっかりとという部分と、それから、障害スポーツの部分、これはみんなのスポーツ応援条例とあわせ技のような形で、非常に四日市らしさというのも出るのかなと。十分検討していかなきゃいけないかなというふうに思っていますし、条例ができて、やっぱり実際にこうやって届いて初め

て、いい条例というのは、もう本当にそのとおり、それが政策条例だと思いますし、その届いて喜んでいただけるということが、また四日市らしさということというふうに考えられますので、ぜひそういう方向で進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 樋口龍馬委員

済みません、何度も申しわけない。

今、事務局が上げてくれたデータはPDFやったもので、文字が認識できなくて検索できなかったの、紹介してもらった条例の中に含まれているかどうかわからないんですけど、今少し調べたら、川村さんの言われたようなことというのは、鹿児島には条例に入っておるんですね、教育における障害を理由とする不利益取り扱いの禁止とかということを明確に書かれているので、今言われたようなことというのはまさしく書けるのかなというふうに思ったところが一つと。

あと、仙台も、2011年には被災をしているわけで、その防災という考え方というのがあるのかなと思って、今少し調べてみたら、仙台の中においては、東日本大震災の内容について、障害者が置き去りにされた事実を前文の中に定めてあったりするという事例が見られたので、それは、熊本に行って、鹿児島に行って、仙台に行ったらえらいことでしょうけれども、2泊ありゃ行けるのかみたいな。

○ 中川雅晶委員長

飛行機で移動すればいい。

○ 樋口龍馬委員

飛行機が苦手な石川さんが悲鳴を上げるかもしれないですけども、そういう目線で、ざっと皆さん見てみると、いろいろあるんだなと。

ちょっと私が調べただけでも出てくるので。

○ 中川雅晶委員長

そうですね。

本当にかたい僕の頭ではなかなか出なかった、今のように教育のところとか、今の防災

のところとかも、実際に条例に上がっているところというのも、本当に視察の対象としてはおもしろいなというふうにお伺いさせていただきました。

○ 樋口龍馬委員

引き続きスポーツはあるかないか、いろいろ探してみますわ。

済みません、終わります。

情報提供までで。

○ 中川雅晶委員長

よろしくお願いします。

スポーツは、最後まで責任持ってもらわなきゃいけないので、よろしく。

他にご意見とか、資料提供とか。

○ 荒木美幸委員

資料なんですけど、先ほどもお話に出た鳥取県の多分6月に上程している情報の障害者に関する条例——もしかしたら、まだ議決されていなければ、資料が出るかどうかもあるんですけども——もしあれば、ちょっと参考に拝見したいなと思いました。

○ 中川雅晶委員長

わかりました。

一回ちょっと確認してみます。

○ 竹野兼主委員

今、スポーツみたいな話されましたやんか。スポーツって結構、健常者だった人が、何かの事故で、要するに障害を持つような形になって、その中で、精神的に落ち込んでくる部分をスポーツで乗り越えた、精神的にはもう乗り越えた話、それは後天性の障害となりますよね。今言う教育の部分のところでは、早くから先天性の障害があつて、そういうような状況もあるけれど、普通に生活していたのが、何かの形で後天性でというような状況の障害になったというもののデータの的なものみたいなんていうのはきちっとあるんですね。

例えば、その障害者というと、今ぱっと私、今までの話で考えていたのは当然、先天性のものというのが基本になっておったと思うんですけど、そうではないの。

そういうような意味合いのところ、何かの突発的な何かで、事故か何かでそういうようなことが起こった場合に、なかなか前に出て私は障害者ですみたいなことが言えないような状況にもあったりする。そここのところの隠れた部分のところというのもあったりするのかなというのをちょっと思ったもので、もしそういうような視点も少し入れてもらうなら、入れてもらったほうがいいのではないかなというふうに思ったので、ちょっと意見として言わせてもらいました。

○ 中川雅晶委員長

ただ、障害者差別解消法の先ほどの障害者の定義の中においても、手帳の有無ではなかったりとか、社会的障壁と。

それも先天性とか後天的とかという区別も何もないので、全て対応していかなきゃいけないというか、対象にはなってくるのかなとは思うんですけど。

○ 竹野兼主委員

それは当然、基本的にはそういうことなんですけど、そういう場合だと、前になかなか、本来このところにうちも障害者ですみたいな形が出てくればいいけれど、そういう隠れた部分を助けられるような条例であるべきではないかなと思ったので、ちょっと意見ということでお話しさせていただきました。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

その部分も、やっぱり理解を広げる、啓発であつたりとか、理解を広げるための啓発活動、施策とそれから、やっぱり相談機能とかというの、相談しやすいような窓口であつたりとか、告知の仕方であつたりとか、そういうのも充実していくというところも、やっぱりこの条例の中で手が届くような施策をしていかなきゃいけないのかなというふうに思いました。

他にございますか。

○ 中村久雄委員

済みません。ちょっとおくれまして、申しわけないです。

今のこの他市町の事例の中で、この法律に相談して、あっせんして、なかなか従わないというふうなところの例えば事業所なんかがあった場合、何か罰則規定を設けてられているんですかね、ちょっとその辺が読み込めていないので。

○ 中川雅晶委員長

先ほども、各市の条例からいくと、この障害者差別解消法の施行前は、勧告にとどまっているところが、その後につくられている条例の中には、勧告に従わない場合は、その旨を公表するというのが一番きついところかなと。

○ 中村久雄委員

公表がきついところと。

○ 中川雅晶委員長

その業者を、特定した業者を公表するというところが。

○ 中村久雄委員

この障害者差別解消法とはと一番初めの文章でもあるんですけど、3ページ、対象となる障害のある人とはというところがあるんですけども、この辺を……。

○ 中川雅晶委員長

ごめんなさいね。

最初に定義のところをちょっと話をさせていただいたんです。

○ 中村久雄委員

もしかして違うことかわからんので。

いいですか、時間いただいて。

○ 中川雅晶委員長

はい。

○ 中村久雄委員

ですから、対象は、健常者という方も対象なんですよね。

だから、障害者差別解消法というのは、そこで守られる方は障害のある人、この解消法が適用されるのは、我々健常者もちゃんと理解せんかったら、合理的配慮を怠ったら対象となるというところで、何が言いたいかといったら、障害を持った方もこれを理解してもらわないと、この法律を理解するという啓発も大事。我々健常者と呼ばれる方たちもこの法律を、しっかり理解して、ともに生きる社会を目指すという部分はあるんですけど、その辺でこの法律をもし破ったらどうなるかという罰則規定があるのかと確認したんですけど、その公表というふうなところであるんですけど、その辺をしっかりと捉えられた上で、健常者と呼ばれる方たちも、この法律はしっかり理解しておかな、理解させるような啓発活動——石川さんが何を言うとするんやなという感じで見ていますけど——というふうな理解が必要なんかなということ強く感じました。

あと、もう一つ、教育という話ありますけど、義務教育の部分も非常に大事な部分で、そこでしっかり自分が何ができて、何ができないのかということも理解だったり、その周りの子供たちも大事なんですけれども、その義務教育の部分には保護者がついていきます。やっぱりその保護者がいなくなっただけのことはみんな保護者も心配するので、やはり大きくなってからのこともしっかりとケアできるような、また、それが周りも理解できるようなことを、例えば15歳ぐらいの男の子が電車に乗っておって、その子が人の体をさわるのが好きやと、女の人の髪の毛をさわるのが好きだったり、さわったら、何、やめてよというぐらいで済みますけれども、その子が30年たって50歳ぐらいになったときに、さわったらすぐ警察へ呼ばれていってしまうというところなんかも、やはりそういう理解、啓発という意味で、その辺はしっかりしていくような条例づくりというところを目指していたきたいなど。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

中村さんは、大変難しいことを。

罰則規定については、この法律自体は罰則規定はないと思うんですけど、田中課長、そ

れでいいですかね。

○ 田中障害福祉課長

はい。

○ 森川 慎委員

今のちょっと中村さんのお話に関連するんですけど、このページでいいますと、5ページのところで、障害者差別解消法のQ&Aを四日市市がつくってもらったもので、この辺のQ&Aの二つ目、個人的な人間関係もこの法律に違反した人は罰せられるのというところがあって、答えとして、障害者差別解消法は、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象とした法律で、一般の人の個人的な関係や障害のある人と接するような場合、個人の思想や言論は対象としていませんというのがこの一番上のほうのところなので。

この条例としても定めていく場合の対象というところは、もう少し議論に入っていく前に、今、中村さんはもっと個人のそういうところに啓発というふうな話だけど、条例にする場合だと、やっぱり対象となるのは、ここに書いてもらっておところがまず第一の前提なのかなと思うので、そこだけちょっと皆さんで、共通で確認なり、認識を改めてから話に入ってもらったほうがいいのかというふうなことを今、思ったんですが、委員長、どうでしょうか。

○ 中川雅晶委員長

おっしゃるとおりですね。

冒頭、一番最初のところもそうなんですけど、法律の定義をきょう少し事務局からレクチャーをいただいて、こう意見が上がってきた、こんなものというところも広げて、次回は、もう少し資料も整えた上で、今森川委員がおっしゃったところも少し詰め込んでというか、もう絞り込んで議論をしたいなと思いますので、次回までお待ちいただけますよう、よろしく。

○ 中村久雄委員

確かにおっしゃるとおりのことは思います。

ただ、この理念をしっかりと見るか、この法律をしっかりとわかっていく上で、例えばき

ようおくれて来ましたが、実は都市・環境常任委員会での市営住宅についてということ
を所管事務調査のちょっと打ち合わせをしておったんですけど、その中でも、例えば市営
住宅で入居している方の今の課題という中で、例えば精神疾患の方がいらっしゃるとその
辺の問題をというところを、行政がそれをどう取り扱うにしても、その周りの方たちの合
意というのがあります。その声というの、やはりその声がちゃんと理解できるような働
きかけをやってくるということも非常に大事かなというふうに思うので。

だから、行政がやるにしても、その周りの声、この辺をどういうふうに理解させていく
のかというのなかったら、この法律はうまく施行できないということになるので、
その辺も踏まえて考えていっていききたいなというふうなことを考えます。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

本当に啓発という部分とやっぱり双方から相談という部分、これ、きつくあつせんとか
勧告とか公表とかなってありますが、やっぱり法律というか、その自治体——明石市もそ
うでしたけれども——やっぱり相談をして、円満に解決をする。相互に理解をいただく
という決着点を見つけるということに最も注力されているというふうにお伺いをさせてい
たきましたので、今中村委員がおっしゃったところも、啓発を含めて、また、不動産のと
きのトラブルというのが、ほかの条例を見ればそのことがよく明記されているので、そ
ういうトラブルが多いんだらうなということはあるので、その辺もどういうふうに、一番ト
ラブルにならないというところも考えていかなきゃいけないのかなと思いました。ぜひそ
の辺の議論も進めていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

それでは、1時間以上経過しましたので、まだちょっと、皆さんにお諮りしたいことが
ありますので、ここで、何分にしましょうかね、10分程度でいいですかね、10分程度休憩
させていただいて、55分から再開をしていただきたいと思いますので、よろしく願い
いたします。

14：45 休憩

14：56 再開

○ 中川雅晶委員長

それでは、再開させていただきます。

事項書の4番から、再開をさせていただきます。

障害者当事者等との意見交換についてなんですけれども、前回、実施していく方向で確認をさせていただきましたが、さまざまな団体がある中で、今回については、障害者施策推進協議会の構成の団体から代表の方を推薦いただき、意見交換を行っていくという方向で今、考えております。

この障害者施策推進協議会は、資料も、きょうの資料の79ページ、80ページあたりで済つかね、最後のほうですね、79ですね。

79ページのとおりなんですけれども、障害者福祉に関する諸施策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的とした組織であって、その資料の名簿のとおりなんですけれども、ここから身体障害者、知的障害、それから、精神障害各団体、また、特別支援学校から、大体それぞれ2名程度ずつ代表を推薦いただいて、参考人としてお招きをしたいというふうに思っております。大体人数的に試算をさせていただくと、やっぱり大体十七、八名ぐらいになって、1回ではなかなか難しいので、2回に分けなきゃいけないんです。同じ日の2部構成にするか、日を別々にするかということも、後ほどの日程のところでご提案をさせていただきたいというふうに思っております。

次回は、その協議会から推薦をいただいた方々を参考人案として、リストとして、次回の7月5日にはご提示をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

また、当日は限りある時間を有効活用するために、質問事項をあらかじめ用意して、事前にお伝えをしていきたいというふうに思っております。

一番最後のページに、障害者当事者等への質問事項についての案を示させていただいております。大きくは、そこの当日お伺いしたい主な事項として、1番目に日常生活の中で、障害に対する配慮が足りないと感じたこと、また、配慮がなされていると感じたこと。二つ目に、差別を受けたり、困ったときの相談について、三つ目、障害への理解を進めるために必要なこと、このことを主に事前にお伺いをさせていただこうというふうに予定をしておりますので、よろしく願いをいたします。

という案なんですけれども、よろしいでしょうか。

○ 樋口龍馬委員

今の、先ほど川村委員のほうからもスポーツについてという話が出ておりましたので、今、この79ページを拝見すると、その点に絡む方はおみえにならない状況でして、ちょっとご一考いただいて、可能であれば1席用意していただいて、お招きをいただくというのではないかなと、障害者のスポーツにかかわる団体の方ということで、できたらどうかなということで提案をさせていただきたいと思います。

○ 中川雅晶委員長

わかりました。

一度検討させていただいて、次回、7月5日にご提示させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

他にございますか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

なければ、そういう形で、次回7月5日に提案させていただくということで、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

そうしましたら、その次、行政視察についてですけれども、先ほども、何市か、もう提案をいただいたところですが、まず、日程を押さえさせていただきたいと思っております。

一応、10月10日から10月13日、このうちに1泊2日ないしは2泊3日で、または11月20日から11月21日というところで、ただ、この11月20日、21日は、場合によっては、その19日が日曜日なんですけれども、その19日に出発をして視察先をするという、前泊になる可能性もあるということで、皆さん、ご希望としてはどうでしょうかね。

○ 石川善己委員

今の時点では、まだ。

○ 日置記平委員

10月の何日やった。

○ 中川雅晶委員長

10月の10日から10月の13日の間で、1泊2日ないしは2泊3日で。

○ 谷口周司委員

13日がちょっとあれなので、もし10、11、12日と2泊3日とかが可能ならという感じであれば。ちょっとわかりませんが。

○ 中川雅晶委員長

12日中に帰ってくれば大丈夫ということですかね。

○ 谷口周司委員

はい。

○ 日置記平委員

3日間使うの。

○ 中川雅晶委員長

わかりません。

どこに行くかによってもわからないので、大体この日の間で1泊2日ないしは2泊3日というところで。

この日は絶対もう予定が入っているとかなんかのだったら、言っていたら。

谷口委員から、13日は外すということであれば、10月10日、11日、12日の間でということ調整ということですね。

その辺で調整させていただいて、よろしいでしょうか。

とりあえず日程の予定だけ入れておいていただけますか、よろしくお願いたします。

10月の10日、11日、12日で。

○ 石川善己委員

こっちが基本ということですか。

○ 中川雅晶委員長

ええ。

これから先方とはあれなんですけど、これを中心に、もうこれで確定すれば、この日に合うところを探していかなきゃいけないというふうに思いますので、よろしいですかね。

11月よりも、もう10月のというところで。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

視察先、先ほど鹿児島とか、熊本とか、仙台とか、鳥取とか伺いをさせていただきました。

ほかに。

○ 樋口龍馬委員

鹿児島は、教育が条文に入っていたというところですね。

○ 中川雅晶委員長

条例の中にね。

○ 樋口龍馬委員

仙台は災害というところが入っているという。

○ 中川雅晶委員長

おもしろいですよね。

○ 樋口龍馬委員

熊本は、反省しておるのかというのを見たいなと思います。

○ 荒木美幸委員

熊本の検証ね。

○ 日置記平委員

鹿児島から仙台へ飛ぶようなことはないようにね。

○ 中川雅晶委員長

なるほど。

○ 中村久雄委員

東北か九州ね。

仙台も岩手県が23年に施行しておるので、それを聞いてみるか。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

熊本、鹿児島。

副委員長は松江もいいと。

○ 中川雅晶委員長

一応、その辺を中心に検討していきたいというふうに思いますので、もしまた、ここがというところがあれば、私たち正副もしくは事務局のほうに申し出ただければ、なるかどうかわかりませんが、検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしく。

○ 樋口龍馬委員

それこそ、沖縄にはスポーツの文言も入っているんですよ。

○ 中川雅晶委員長

別府はスポーツ条例もありますよね、何か。

一応10月10日、11日、12日はあけておいていただきますよう、何とぞよろしく願いをいたします。

6番目ですが、今後の日程についてですけれども、次回は、第4回は、7月5日はもう前回の委員会の中で確認をさせていただいております。

次は、7月5日午後1時半からなんですけど、第5回、先ほどご提案させていただきました障害者当事者との意見交換を予定させていただいております。

一応8月4日金曜日の午前10時、それから、午後1時半、8月8日午前10時、この二つを候補日として提案をさせていただきましたが、先ほど言ったように障害者の団体が人数が十七、八名になるので、1回ではなかなかあれなので、2回に分けるとなれば、8月4日の午前、午後で分けるか、8月4日と8月8日に分けるかというところなんですけど。

○ 樋口龍馬委員

4日は何とも、ごめんなさい、申しわけないです。

○ 石川善己委員

同じく4日はちょっとだめなので、やっていただくなりやっていたかくで。

○ 中川雅晶委員長

1日だめですか。

○ 三木 隆副委員長

8日は、午前中しかあいてないわね。

○ 中川雅晶委員長

8日は、午前中だけしかあいていないね。

○ 石川善己委員

僕の都合だけではあかんの。

○ 中川雅晶委員長

8日は皆さん、オーケーですか。

午前中、10時から。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員長

8日、午後は何か入っているんですね。

監査委員の方はおられますか。

○ 三木 隆副委員長

いや、もう済んだんでしょう。

○ 中川雅晶委員長

もう終わっていますよね。

じゃ、8日の午後は監査が入っていたので。じゃ、8日の午前10時と午後1時半からと
いうことで入れさせていただいて、よろしいでしょうかね。午前、午後と。

○ 石川善己委員

先方のご都合も……。

○ 中川雅晶委員長

先方のご都合もあるんですけど、2部で。

人数が多いので、この団体は午前中、この団体は午後からとかと、ちょっと調整しながら
予定として、ちょっと提案をさせていただきたいと思いますので、何とぞよろしく願
いいたします。

それでは、8月8日火曜日の午前10時からと午後1時半から、1日あけていただきます
よう、よろしく願いいたします。

○ 中村久雄委員

提案ですけど、せっかくの機会なので、午前と午後で呼ばれる障害者団体の方も、もしよかったら一緒に、午後の方は発言は午後ですよといいながら、午前中聞いてもらったりすることも、お互いの団体の意見や困り事なんかも共有できたり、また、それで、こっちとの議論も深まるということもあるかと思うんですよ。

○ 中川雅晶委員長

わかりました。

○ 中村久雄委員

もし時間が許すんだったら、1日やりましょうね、やってくださいねみたいなあたりで、お願いします。

○ 中川雅晶委員長

そのように案内させていただいて、配慮させていただきたいと思いますし、最大限、合理的配慮といいながら、合理的配慮ができなかったら問題なので、ぜひいろんな角度から、こういう配慮をちゃんとというところが指摘あれば、ぜひいただきたいと思いますし、行政の皆さんからも、ぜひこういうところを配慮してくださいねというふうに、率直に意見をいただきますようお願いをしておきます。

それでは、以上で、本日の事項書のところは全て終わりました。

次回、7月5日午後1時30分から第4回目を行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

15：10閉議